

◇大阪市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準等を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、令和8年10月30日から施行することにしました。

(健康局生活衛生部生活衛生課)